

## 「京都府文化力による京都活性化推進条例」の改正案の骨子について

### 1 改正の趣旨

- ・ 京都府では平成 17 年に「京都府文化力による京都活性化推進条例」（平成 17 年京都府条例第 40 号）を制定し、京都が有する優れた文化資源の力を「文化力」と位置付け、地域の活性化のための様々な施策を全国に先駆けて実施し、「ほんまもん」の文化の価値を提示し、全国のモデルとなる事業を展開
- ・ 昨年 6 月の、文化芸術の枠を拡大し、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等との連携による活用や新たな文化創造、障害者・高齢者の創造的活動への支援等を主な目的とする「文化芸術基本法」の改正・施行を受けて、同法に新たに規定された「地方文化芸術推進基本計画」の策定や「地方文化芸術推進会議」の設置の規定を追加するとともに、文化を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、地域の多様な文化の保存・継承や、新たな文化の創造、それらの活用に向けた取組を進めるため、所要の改正を行うもの。

#### （文化芸術基本法改正の主なポイント）

- ・ 生活文化の振興施策を実施することとし、文化芸術を幅広く捉え、例示として「食文化」を追加
- ・ 観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野の施策を法律の範囲に取り込むこと
- ・ 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用すること
- ・ 年齢、障害の有無、経済的な状況にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞、創造等に係る環境を整備
- ・ 乳幼児、児童等に対する文化芸術に対する教育の重要性の追加
- ・ 障害者等の行う創造的活動、公演等への支援の追加
- ・ 都道府県等の「地方文化芸術推進基本計画」に係る規定の新設（国の文化芸術推進基本計画を参酌の上、策定）
- ・ 都道府県等の「文化芸術推進会議等」の設置に係る規定の新設 など（地方文化芸術推進基本計画等の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議）

## 2 改正の方向性

本条例に基づき、文化芸術基本法で規定された「地方文化芸術推進基本計画」を策定し、「地方文化芸術推進会議」を設置するとともに、これまでの文化を活用した地域活性化の取組を踏まえ、文化を守り次世代につなぐための「人づくり」や幅広い文化の連携・融合による「多様な文化の創造」、文化の更なる活用による「地域の活性化」の取組を充実・強化するため、条例名称や前文、基本理念を全面的に改正し、基本施策等の見直しを行う。

### (名称)

- 上記の改正の方向性を現す名称に改正する。

### (前文)

- 条例制定後の取組の成果や社会情勢の変化等を踏まえ、前文を全面的に改正する。

### <改正の視点>

#### ① 「文化力」を定義し、文化の意義を明確化

- ・ 文化の「本質的な価値」、「社会的な価値」、「経済的な価値」 など

#### ② 現行条例に基づく取組経過

- ・ 「ほんまもん」の文化の価値を改めて提示し、全国のモデルとなる事業を展開 など

#### ③ 条例制定後の社会情勢の変化や文化庁移転を踏まえた課題認識

- ・ 少子・高齢化の急速な進行
- ・ 東京一極集中による価値観の単一化
- ・ 情報通信技術の急速な進展
- ・ 文化の概念の拡大
- ・ 外国人観光客の急増等による日本文化への世界的な関心の高まり
- ・ 文化庁の京都移転 など

#### ④ 多様な文化の共生

- ・ 年齢や性別、障害の有無、経済的な状況等に関わらず、誰もが文化活動に参加できる環境の整備
- ・ 地域への愛着や誇りを高め、多様な価値観を受け入れるなど豊かな人間性や感性の育成
- ・ 他者との相互理解や交流の促進 など

**⑤ 文化を継承し、新たな文化を創造する次世代の人づくり**

- ・ 地域の生活文化や伝統文化等の保存・継承や、様々な分野との連携・融合による新たな文化創造を担う次世代の人材の育成

**⑥ 各地域の個性豊かな文化の保存・継承と地域づくり、多様な文化の連携・融合による新たな文化創造や活用**

- ・ 府の北部から南部までの各地域の特色ある文化について、地域全体で保存・継承に取り組む体制の強化
- ・ 様々な文化の連携・融合による新たな文化の創造や幅広い分野での更なる活用により、文化への投資を促進 など

**⑦ 日本文化の都としての役割**

- ・ 各地域の多様な文化の保存・継承・創造と活用による地方創生を実現
- ・ 日本文化を先導的・中心的に国内外へ発信 など

**(基本理念)**

- 現行条例に掲げる7項目(※)を踏まえつつ、前文での課題認識に基づき、全面的に改正する。

- ※ (1)文化活動への府民の参画と活動の促進  
(2)文化を大切にする気運の醸成  
(3)地域の歴史や風土を反映した文化が息づく地域社会の実現  
(4)技術や意匠等の知的資産の活用による創造性豊かな社会の実現  
(5)基礎的な学問、研究等の振興  
(6)人間尊重の価値観の涵養  
(7)文化芸術振興基本法を踏まえた、多様な文化の振興

**<改正の視点>**

**① 次世代を担う文化の人づくり、多様な文化が生きづく社会の実現**

- ・ 年齢や障害の有無、経済的な状況、居住する地域等に関わらず、府民が文化に親しみ、参加し創造する環境の整備
- ・ 文化を通じて、次世代を担う子どもたちをはじめとする府民の豊かな人間性や感性、創造性を育成
- ・ 地域への愛着や誇りを高め相互理解や交流を促進し、多様な文化を包摂 など
- ・ 文化活動を牽引し、中核となる次世代の担い手の育成・確保

**② 地域の多様な文化の保存・継承と個性豊かな地域づくり**

- ・ 各地域の個性豊かで多様な文化への府民の理解を深化
- ・ 地域全体で保存・継承に取り組む体制の強化 など

### ③ 様々な文化の連携・融合による新たな文化の創造や幅広い分野での活用

- ・ 「和食」を含む生活文化やポップカルチャーなど文化を幅広く捉え、多様な文化の連携・融合による新たな文化創造を促進
- ・ 観光や産業のほか、まちづくり・国際交流・福祉・教育等の分野での活用に結びつけ、文化への投資を促進する仕組みを構築

### ④ 日本文化の都としての役割

- ・ 文化庁が移転する地として、これまで国内外の多様な文化を受け入れ、新たな文化を創造してきた歴史や伝統を発揮
- ・ 国内各地域の多様な文化の保存・継承・活用のモデルとなり、日本文化の国際的な発信に更に貢献

## (府の責務、府民の役割等)

- 上記の改正の趣旨等に合わせ府の責務、府民の役割、文化活動を行う者の役割、大学等の教育研究機関の役割、事業者の役割等を見直す。

#### 現行条例

##### (府の責務)

第2条 府は、前条に定める基本理念にのっとり、文化力による京都の活性化の推進に関する施策を総合的に策定し、これを実施するものとする。

2 府は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、府民、市町村、他の都道府県、国等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

##### (府民の役割)

第3条 府民は、自主性に基づき、日常生活において、文化に触れ、親しむこと等を通じて、京都の文化の継承及び発展に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

##### (文化活動を行う者の役割)

第4条 文化活動を行う者は、必要に応じ、相互に連携して、京都の文化の継承、発展及び創造に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

##### (大学等の教育研究機関の役割)

第5条 大学等の教育研究機関は、その有する専門知識、人材、設備等を生かした文化活動への支援、創造性豊かな人材の育成等を通じて、京都の文化の継承、発展及び創造に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

##### (事業者の役割)

第6条 事業者は、文化活動への支援又は事業活動を通じて、京都の文化の継承、発展及び創造に貢献する役割を果たすよう努めるものとする。

## (基本計画)

- 現行条例の基本指針を、文化芸術基本法に基づき、国の文化芸術推進基本計画を参酌の上、策定する「地方文化芸術推進基本計画」に位置付け

## (推進体制の整備等)

- 文化芸術基本法に基づき、地方文化芸術推進基本計画等の府の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議する府の「文化芸術推進会議」の設置について新設するとともに、上記の改正の趣旨等に合わせ見直す。

現行条例

(推進体制の整備等)

第8条 府は、市町村、府民等と連携して、文化力による京都の活性化を推進する体制を整備するものとする。

2 府は、文化の振興を推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が行う地域の特性に応じた文化の振興等に関する施策の推進に必要な情報の提供その他の支援を行うとともに、必要に応じ、市町村相互間の連携が図られるよう努めるものとする。

## (財政上の措置)

- 必要に応じた見直しを行う。

現行条例

(財政上の措置)

第9条 府は、文化力による京都の活性化の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

## (文化に関する基本的施策)

- 前文や基本理念を踏まえた、文化を保存・継承するための人づくりや、新たな文化の創造のための環境を整備するとともに、文化の活用による「地域の活性化」を更に進め、地域や産業を元気にする施策を展開する。

・ 日本文化を守り次世代につなぐ「人づくり」

・ ほんまもんが更に発展し新たな文化を育む「多様な文化創造」

・ 文化の保存・継承・創造と、その価値の活用が持続的に循環する「地域づくり」

・ 府民の文化活動を支援し、発展させる推進体制「基盤づくり」